

## 労働における安全衛生に関するソウル宣言(仮訳)

安全衛生サミットは、

2008年6月29日、韓国のソウルにおけるILO、ISSA、KOSHA(韓国安全衛生協会)の共催による第18回世界安全衛生会議の場において、専門家、使用者及び労働者の代表者、社会保障の代表者、政策立案者、及び行政官の参集のもと、

- ・ 労働に関連する死傷者が年間230万あり、経済損失は世界の総GDPの4%に達するというILOの推計結果を認識し、
- ・ 労働における安全衛生の向上は、職場環境、生産性、経済社会の発展に積極的な影響があることを認識し、
- ・ 安全で衛生的な職場環境への権利は基本的人権として認識されるべきであり、グローバル化は労働における全労働者の安全衛生を確保するため予防的な手段と連動していることを想起し、
- ・ ILOの労働における安全衛生に係る文書の重要性や、これらの文書を実施するにあたってのISSAの代替的な役割やその加盟国の貢献を認識し、
- ・ 労働安全衛生の促進と労働災害と職業性疾病の予防はILO設立及びDecent Work Agendaの中核的要素であることを想起し、
- ・ 職業上の危険(risk)の予防及び労働者の健康の促進は、ISSAの権限及び活力に満ちた(dynamic)社会保障の概念的枠組の不可欠な部分を構成することを想起し、
- ・ 予防に係る教育、訓練、協議及び情報や好事例の交換及び予防施策の促進の重要性を認識し、
- ・ 予防促進及び治療、支援、リハビリサービスの提供における政府、社会的パートナー、安全衛生専門機関及び社会保障機構の果たす役割の重要性を認識し、
- ・ 国際機関及び機構の連携の重要性を認識し、
- ・ 労働における安全衛生を向上するために国際的及び国内的な取組みを通じて達成された進歩を歓迎し、

以下を宣言する。

1. 労働における高い水準の安全衛生の促進は、社会全体の責務であり、社会の各員はこの目標の達成に貢献しなければならない。このためには国内の行動計画(agenda)において労働安全衛生を優先事項とし、国における予防的な安全衛生文化を構築し維持する必要がある。
2. 国の予防的な安全衛生文化とは、そこでは、あらゆるレベルにおいて安全で衛生的な職場環境の権利が尊重されており、政府や労使は明確な権利、責務、義務に

係るシステムを通じ、安全で衛生的な職場環境を確保する行動に積極的に参加し、また予防の原則はその高い優先性(priority)を与えられるものである。

3. 労働安全衛生の継続的な向上は、1981年のILO第155号条約の第2章の原則を考慮した国内政策の策定を含む、労働安全衛生の管理に対する体系的なアプローチにより促進されるべきである。

4. 政府は、

- ・労働における安全衛生に係る他のILO条約を批准し、その条項の実施を確保するだけでなく、体系的な方法(systematic way)で労働における安全衛生に係る国家の遂行能力(performance)を向上する手段として、ILOの第187号条約の批准を優先事項として検討すべきである。

- ・国家の予防的な安全衛生文化を創出し高めるために、継続的な取組みが行われるべきである。

- ・労働者の安全衛生は、強力で有効な労働監督システムを含む安全衛生基準の十分で適切な実施システムを通じて保護されるべきである

5. 使用者は以下の事項を確保すべきである。

- ・労働における高い安全衛生基準は良好なビジネス活動と連動しているため、予防は使用者の活動の不可欠な部分である。

- ・労働安全衛生マネジメントシステムは職場の安全衛生を向上する有効な方法で確立される。

- ・労働者及びその代表者は労働における安全衛生に関係する全ての施策において、協議され、訓練され、情報を提供され、関与させられる。

6. 安全で衛生的な職場環境への労働者の権利を確認しつつ、労働者は安全衛生の事案について協議されるべきであり、

- ・個人の防護具の使用を含む、安全衛生に係る指示や手順に従うべきである。

- ・安全衛生に係る訓練や啓発活動へ参加すべきである。

- ・労働における安全衛生に関する方策について、使用者と協力するべきである。

7. 労働安全衛生世界会議は安全で衛生的でかつ生産的な職場を達成するに当たっての知識や経験を共有するための理想的な公開討論の場である。

8. 職場における安全衛生を達成するに当たっての進捗状況は、2011年の第19回労働安全衛生世界会議でレビューされるべきである。

9. サミットの参加者は国内行動計画の優先事項に労働安全衛生を置きつつ、予防的な安全衛生文化の促進を先導していくことを公約する。